

日向市内部統制基本方針

1 基本的な考え方

日向市では、人口減少・少子高齢化に伴う現役世代の負担増が見込まれる一方で、依然として厳しい財政運営が求められています。こうした状況の下で、市政に対する市民の信頼を得ながら、市民の暮らしの満足度向上に向けて行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、事務の執行に当たって、法令に従うことはもとより、最少の経費で最大の効果を上げるよう、効率的かつ効果的に遂行していく必要があります。

このことについては、本市ではこれまでも業務の適正かつ効率的な執行を確保するため、「日向市行財政改革大綱」に基づき「市民との協働の推進と地域活動の活性化」、「市民に信頼される行政サービスの提供」、「効果的・効率的な行政経営の推進」、「未来につなげる財政運営」に取り組んできました。今後、より一層効率的かつ効果的な事務の執行を図っていくためには、内部統制制度を構築し、これまで以上に市政に対する市民の信頼度の向上、効率的、効果的な行政サービスの向上及び効率的な行政経営を有効に機能させていくことが必要となります。

内部統制は、日々の業務の中で組織内の全ての者によって組織的かつ自律的に遂行されるプロセスであって、職員一人ひとりの主体的な取組とともに、管理監督の立場にある職員の組織マネジメントが重要な要素となるものであり、内部統制を有効に機能させていくためには、全ての職員が誠実かつ真摯にそれぞれの職責を果たしていく必要があります。

以上の基本的な考え方に基づき、本市では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 2 項の規定に基づきこの基本方針を定め、本市における内部統制の整備及び運用を行ってまいります。

2 内部統制の目的及び取組の観点

内部統制とは、組織運営を阻害する要因をリスクとして捉え、対応策を講じて適正な事務執行を確保する仕組みです。具体的には、以下に掲げる 4 つの目的を阻害するリスクを一定の水準以下に抑えるために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいいます。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるとともに、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにするために、業務プロセスの手順やルールを標準化し、その整理及び合理化に取り組めます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務に関する報告をはじめ本市の事務に関する報告や公表の内容に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保する観点から、法令、条例、規則その他の規程にのっとり適正な公文書の作成、取得、保存及び管理を図ります。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令、条例、規則その他の規程の遵守の徹底を図ります。

(4) 資産の保全

本市の財産や情報資産の取得、管理及び処分が法令、条例、規則その他の規程に基づく正当な手続及び承認の下に適正に行われるよう規程の周知と遵守の徹底を図ります。

3 内部統制の対象

(1) 内部統制の対象とする事務

本市が行う全ての事務事業とします。

(2) 内部統制の対象とする組織

日向市部設置条例（平成 17 年日向市条例第 99 号）第 2 条に掲げる部、上下水道局、消防本部、東郷総合支所、会計課、地方自治法第 138 条の 4 第 1 項に規定する委員会及び委員の事務局（以下「委員会等事務局」という。）並びに議会事務局とします。

4 内部統制の有効性の確保

内部統制を組織的に推進し、有効に機能するよう、全庁的な推進・評価体制を構築するとともに、監査委員との連携を図り、内部統制に関する情報共有や意見交換等を行います。

5 内部統制の見直し

内部統制の整備状況及び運用状況、内部統制評価報告書並びに監査委員からの指摘等を踏まえ、柔軟に内部統制の見直しを行います。

令和 6 年 4 月 1 日

日向市長 西 村 賢